

# 第 1 5 4 3 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 7 時 5 8 分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(承認事項)

第4号 人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく給与・  
サービス関係条例等の一部改正について（総務課・学校企画課）

————— 以上原案のとおり承認

(議決事項)

第20号 人事委員会の「職員の給与等に関する報告」に基づく給与・サービス関係規則等の一部改正について（総務課・学校企画課）

第21号 平成29年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について  
（特別支援教育課）

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第65号 平成28年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）

第66号 平成29年度当初予算の要求概要について（総務課）

第67号 平成29年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果について（学校企画課）

第68号 平成29年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況（10月末）について（教育指導課）

第69号 島根県スポーツ推進審議会委員の任命について（保健体育課）

第70号 平成28年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第71号 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について（社会教育課）

第72号 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰）について（社会教育課）

第73号 平成28年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について（文化財課）

第74号 国史跡の追加指定及び国登録有形文化財の登録について（文化財課）

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第22号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について（文化財課）

————— 以上原案のとおり議決

**(承認事項)**

第5号 市町村立学校教育職員（管理職）の人事異動について（学校企画課）

第6号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

第7号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

————— 以上原案のとおり承認

**(報告事項)**

第75号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

第76号 平成29年度島根県教育職員採用候補者選考試験の結果について  
（学校企画課）

第77号 人事評価結果の活用について（学校企画課）

第78号 いじめ重大事態調査報告書について（教育指導課）

————— 以上原案のとおり了承

## II 出席者及び欠席者

### 1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 広江委員 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員

### 2 欠席者

なし

### 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
嶋田参事	公開議題
春日参事	公開議題、報告第78号
野口参事	公開議題、議決第22号
村木教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
錦織総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題、承認第5号～第7号、 報告第75号～第77号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
竹下地域教育推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題、報告第78号
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
三島特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
福間社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題、議決第22号
広江文化財課管理監	公開議題
小塚世界遺産室長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
平野文化財課調整監	議決第22号
堀学校企画課企画幹	承認第5号～第7号
梅木学校企画課企画人事主事	承認第5号～第7号
木原学校企画課企画幹	報告第75号
青山学校企画課企画人事主事	報告第75号
志波学校企画課企画幹	報告第76号～第77号
伊藤学校企画課企画人事主事	報告第76号
瀧学校企画課企画員	報告第76号～第77号

### 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

小村総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	10 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	3 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
署名委員	森委員	

(承認事項)

第4号 人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく給与・  
サービス関係条例等の一部改正について（総務課・学校企画課）

○松本総務課長 承認第4号人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく給与・サービス関係条例等の一部改正についてお諮りする。

資料1の1ページをご覧ください。改正の理由にあるように、この関係条例等の改正は、今年的人事委員会の報告及び勧告を受けて、所要の改正を行うものであるが、12月16日に閉会した平成28年11月定例県議会において審議いただくため、教育長が臨時代理を行ったので本日はその承認を求めるものである。

まず、Ⅰ．給与に関する勧告に係る条例の改正についてご説明する。このたび、改正を要する条例は、(1)の「県立学校の教育職員の給与に関する条例」と(2)の「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例」の二つである。

改正の内容だが、(1)のアにあるように、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の給料表を改定し、給料月額を平均0.10%引き上げる。また、イの期末・勤勉手当については、年間支給月数を0.05月分引き上げ、3.90月から3.95月に改定する。なお、その支給月数の改定は勤勉手当の部分で行う。

(2)の扶養手当の見直しは、国の改定に準じて見直す。アにあるように、配偶者に係る手当額は引き下げ、月額13,000円を6,500円とする。また、イにあるように子に係る手当額は6,500円から10,000円に引き上げる。なお、アのただし書きにあるように、配偶者にかかる扶養手当については、行政職9級に相当する者として規則で定める教職員には支給せず、また、行政職8級に相当する者として規則で定める教職員には3,500円まで減額する。

次のページをご覧ください。平成28年の給与改定については、公布の日から施行し、給料表については、平成28年4月1日から、期末・勤勉手当については平成28年12月1日から適用する。また、扶養手当の見直しについては、平成29年4月1日から施行するが、激変緩和のため段階的に実施する。

続いて、Ⅱ．給与に関する勧告に係る規則の改正についてご説明する。このたび改正を要する規則は、(1)の市町村立学校の教職員の給与に関する規則と(2)の市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の二つである。

改正の内容としては、いずれも今回の給与改訂に伴い、教職員への給与の支給に関して、不合理なことが生じないように技術的な調整を行うための改正である。

なお、施行期日等だが、二つの規則とも公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

最後に、Ⅲ．サービスに関する報告に係る条例の改正についてご説明する。改正を要する条例は、(1)の県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例と(2)の市町

村立学校の教職員の給与等に関する条例の二つである。

これらの条例の改正は、介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、介護に係る休暇制度の拡充を図るものである。

次のページをご覧いただきたい。改正の内容については、国が平成 29 年 1 月から実施するものに準拠したものとなっている。具体的な改正内容については大きく三つである。表の最上段の介護休暇の取得期間の改正についてだが、現行は要介護者の一つの状態につき、連続する 6 か月以内で休暇を取得できているが、改正後は、要介護者の一つの状態につき、通算して 6 か月以内で 3 回まで分割して休暇を取得できるようにした。

中段の介護時間の新設についてだが、要介護者の一つの状態につき、連続する 3 年以内で 1 日に 2 時間以内で休暇を取得できるようにした。なお、この介護時間については、先ほど述べた介護休暇との併用はできず、また介護休暇と同様に休暇取得時間分の給与を減額する。

下段の介護を行う職員の超過勤務の免除についてご説明する。従来、介護を行う職員から請求があった場合は、超過勤務を 1 か月 24 時間以内、また 1 年で 150 時間以内に制限する規定があったが、今回はこれに加えて、職員から超過勤務免除の請求があった場合に公務の運営に支障が生ずると認められる場合を除き、超過勤務を免除するようにしたものである。

この条例の施行日については、規則で定める日からとしており、国の施行にあわせ平成 29 年 1 月 1 日から施行する予定である。

以上、教育長が臨時代理を行った教育委員会所管の条例等の改正について、承認を求めらるるものである。

―――原案のとおり承認

#### (議決事項)

#### 第 20 号 人事委員会の「職員の給与等に関する報告」に基づく給与・サービス関係規則等の一部改正について (総務課・学校企画課)

○松本総務課長 議決第 20 号人事委員会の「職員の給与等に関する報告」に基づく給与・サービス関係規則等の一部改正についてお諮りする。

資料 2 の 1 ページをご覧いただきたい。改正理由にあるように、この規則等の改正は、人事委員会の報告を受けて、介護休暇の分割取得、介護時間制度の導入等を図るための「職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例」等の可決を受け、

関係規則等について所要の改正を行うものである。

このたびの改正は、介護関係の制度拡充が中心である。介護休暇の分割取得、介護時間の新設、介護を行う職員の超過勤務の免除等の制度拡充が行われたことに伴い、これらに関する規則等について所要の改正を行うものとしているが、育児の関係では認められていた制度を介護の世界にも導入しようとするものである。

なお、その育児の関係でも、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大が行われた。具体的には、法律上の子になるまでの準備期間にある子、例えば、養子縁組によって養親になることを希望しているものに委託されている子などの場合にも育児休業等の取得が認められることになった。後に規則等の改正点の説明の中で、それに関する部分が出てくるので、申し添える。

まず、サービス関係の規則等の改正についてご説明する。このたび、改正を要する規則は、表中に記載のとおり島根県教育庁等職員サービス規則、県立高等学校等の教職員のサービス規程及び市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の三つである。

はじめに、島根県教育庁等職員サービス規則、県立高等学校等の教職員のサービス規程についてご説明する。これらの規則等は、休暇の申請手続き等を定めたものだが、制度拡充に伴い申請様式の変更やその他所要の規定の改正を行う。

資料2の2ページ以降に新旧対照表を載せているが、島根県教育庁等職員サービス規則は、2の2ページから2の20ページに、県立高等学校等の教職員のサービス規程は、2の21ページから2の39ページに記載しているとおりである。

次に、市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則についてご説明する。介護を行う教職員の超過勤務の制限に関し、新たに超過勤務の免除ができるようになったことに伴う規定の整備と、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大を受けた所要の改正を行う。新旧対照表は、2の40ページから2の43ページに記載しているとおりである。

続いて、給与関係の規則の改正についてご説明する。このたび、改正を要する規則は、表中に記載のとおり市町村立学校の教職員の給与に関する規則である。改正の内容だが、表中、改正点等にあるように、介護休暇からの復職時等における号給の調整を行うための換算率表の改正である。

改正前は介護休暇から職務復帰をした場合における号給について、介護休暇期間を2分の1で換算し、復帰時に号給の調整を行っている。結果、休職期間のない教職員より低い号給となる。改正後は介護休暇期間を2分の2で換算することから、復帰時における号給は、休職期間のない教職員と同じ号給になる。

新旧対照表は、2の44ページから2の46ページに記載しているとおりである。

なお、施行期日は、2にあるように制度拡充の条例の施行に併せ、平成29年1月1日とする。

**第 21 号 平成 29 年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について  
（特別支援教育課）**

○三島特別支援教育課長 議決第 21 号平成 29 年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員についてお諮りする。

資料 3 の 1 ページをご覧ください。まず、定員設定の基本的な考え方である。特別支援学校の場合は、必ず各学校が実施する就学相談会を経て入試に臨んでいただくことにしている。入学定員は、その就学相談会の参加状況で把握した入学希望者数を基準として設定する。全員入学を想定し、学科及び学級区分に応じて学級数を設定している。就学相談会の参加者がいない場合も最低限の学級、定員を設ける。

1 学級あたりの生徒数は、単一障がい学級が 8 名、重複障がい学級は 3 名とする。例えば、ある学校の就学相談会で単一障がいの学級に 17 名参加があった場合は、3 学級で定員は 24 名となる。単一障がいの参加者が 0 だった場合は 1 学級 8 名となる。同様に、重複障がい学級へ 4 名参加があった場合は、2 学級 6 名となる。参加者 0 であれば 1 学級 3 名という考え方である。

高等部は、入学希望者数に応じ学校ごとに設定する。その結果、入学定員は合計 76 学級、403 名となる。分教室について、松江養護学校安来分教室、出雲養護学校邇摩分教室、出雲養護学校雲南分教室は、普通科の単一障がい学級を 1 学級としているため、定員は 8 名であり変更はない。訪問学級は、入学後の指導形態にかかわることであるが、訪問教育の対象となる生徒がいる場合に編制する。現在、対象の生徒を把握中であるため、今回の定員には含めず、来年 2 月頃までに対象生徒を特定し学級を設定する。

専攻科は、盲学校と松江ろう学校にあるが、入学希望者数に応じて学校ごとに設定する。その結果、入学定員を合計 7 学級 41 名とする。

資料 3 の 2 ページをご覧ください。視覚障がいの盲学校、聴覚障がいのろう学校については、増減なしである。知的障がい、肢体不自由、病弱の学校ではそれぞれ増減があり、合計では 76 学級 403 人である。資料 3 の 3 ページをご覧ください。専攻科は例年と同じである。特別支援学校全体では、合計 83 学級、定員は 444 名である。過去最高は、平成 24 年の 78 学級 404 名であったが、来年度はそれを上回る学級数、定員となる。

資料 3 の 4 ページをご覧ください。前年度との対比である。盲学校、ろう学校では増減はないが、養護学校の特に知的障がいの定員が増えており、肢体不自由、病

弱も若干増加している。全体としては、7学級51名の増である。例年より、特別支援学級に在籍している中学3年生が38名多いことが、増加の要因であると考えている。

○広江委員 高等部の場合は、就学相談会で把握した入学希望者数を基準として学級、定員を設定し、合計403名ということであった。専攻科の入学定員の考え方も高等部と同様か。

○三島特別支援教育課長 専攻科の場合も高等部と同様である。就学相談会での入学希望者が定員を超える場合には、学級数を増やして定員を増やすこととなる。

○鴨木教育長 特別支援学校高等部入学生について、特別支援学校中等部から入学してくるのか、中学校から入学してくるのか、その概ねの割合、傾向等は把握しているか。

○三島特別支援教育課長 平成16、17年くらいに高等部生徒が急増したことがある。その後ずっと増加傾向にあるが、特別支援学校小学部、中学部から入学する生徒よりも、中学校の特別支援学級または通常の学級からの受験者が増えている。

○鴨木教育長 特別支援学校中等部から高等部を目指す場合は、就学相談会を経なくとも学校内で生徒本人の状況は把握できる。今、説明があったように中学校からの入学者が増えているため、就学相談会の役割が増していると理解してよいか。

○三島特別支援教育課長 はい。

○出雲委員 生徒数が増えているということだが、養護学校の教育職員の人数はどのような状況か。

○高橋学校企画課長 教職員の配置定数については、基本的に学級が増えれば増え、学級が減れば減る。学級数に連動する形で配置している。

○鴨木教育長 そうすると実際の教職員の配置人数は、この段階の定員で確定するのか。それとも、実際の学級数に応じて配置をするのか。

○高橋学校企画課長 最終的には実際の学級数に応じた人数となるが、現時点での国への要求、予算要求は、最大限の生徒数を見込んだ形での要求としている。

○浦野委員 生徒数の増に対して、教室等の施設、設備の面では十分な対応ができているか。

○三島特別支援教育課長 松江養護学校と出雲養護学校は狭隘化対策として現在は仮設校舎等に対応しているが、新校舎を建築中であり、生徒数増に対応できる教室数の確保を行っている。

○鴨木教育長 来年4月は仮設校舎も含めて、この定員数に対応できる施設、設備があるということか。

○三島特別支援教育課長 そうである。

―――原案のとおり議決

(報告事項)

第 65 号 平成 28 年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）

○松本総務課長 報告第 65 号平成 28 年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）についてご報告する。

このたび、国の方から教育者表彰の表彰者の決定があった。教育者表彰は、学校教育の振興に関し特に功績顕著な教育者を文部科学大臣が表彰する制度である。

決定があった方は、県立出雲養護学校長の原田雅史さん、松江市立川津小学校長の古川康德さん、出雲市立第三中学校長の矢野英明さんの 3 名である。原田校長は、県特別支援学校長会長として、古川校長は、県小学校長会長として、矢野校長は、県中学校長会副会長として自校のみならず県内の教育発展に寄与されている。

11 月 29 日に表彰式及び拝謁が行われた。

――原案のとおり了承

第 66 号 平成 29 年度当初予算の要求概要について（総務課）

○松本総務課長 報告第 66 号平成 29 年度当初予算の要求概要についてご報告する。

資料 5 の 1 ページをご覧ください。この要求概要は 12 月 13 日に県のホームページ上で公表されたものである。本日の資料は、このうち教育委員会分を抜粋したものである。主な事業、来年度特に力を入れる事業を中心にご報告する。なお、今後財政局による査定、また県議会での審議により金額等が変わってくる部分もある。これはあくまでも要求段階のものということをご了解いただきたい。

まず最初に、高等学校校舎等整備事業から始まる三つの事業はハード整備だが、校舎本体の耐震化や学校の改築など大きな整備についてはピークを越えている。また、大規模修繕やバリアフリー対策といった予算については、来年度から知事部局で一括して予算計上することとなったので、教育委員会のハード整備に係る予算は大幅に減額となる。来年度は資料にあるとおり、バスケットゴールの落下防止対策や特別支援学校校舎整備等を実施する。

次の三つの事業と次のページの上二つは少人数学級編成やきめ細かい指導を行うための非常勤講師配置事業である。5 の 2 ページ一番上の特別な支援のための非常勤講師配置事業、通称にこにこサポート事業については、来年度は現在の 110 人から 120 人と 10 人の増員を要求しているところである。これは、対応が困難な児童生徒が増加し、必要な学校に配置できていない現状があることから増員するものである。

続いて、学力育成推進事業、子ども読書活動推進事業、次のページの明日のしまねを担うキャリア教育推進事業、しまねのふるまい推進プロジェクト事業、子どもの体力向上支援事業、食の縁結び甲子園事業については、これまでと同様に力を入れて取り組んでいくが予算規模としては今年度並みとなっている。

その次の教育魅力化推進事業だが、これが来年度の教育委員会の中の目玉といえる事業である。これまで実施してきた離島・中山間地域の高校魅力化・活性化事業の成果を活かして高校だけでなく幼保小中、特別支援学校等含めた地域総がかりで魅力ある教育環境を作ろうとするものである。それぞれの地域において、教育に関するどのような取組を進めることがその地域の魅力につながるのかということ由市町村と一緒に考えている。

その次は、悩みの相談・不登校対策事業だが、不登校やいじめ、子どもの貧困など、多様で複雑な問題を抱える子どもたちへの相談体制を充実させるため、来年度はスクールカウンセラーをすべての小学校で配置できるよう予算を増額している。また、学校だけでは対応が困難な事例について専門的な立場で助言をしていただくためのいじめ対応アドバイザーの予算についても増額している。

次の5の4ページの一冊目、インクルーシブ教育システム構築事業だが、これは来年度の新規事業である。インクルーシブ教育というのは、障がいのある者とない者が可能な限り共に学ぶ仕組みのことだが、具体的には、特別支援学校の相談機能を強化するため、教員が訪問して相談を受ける場合にその間の授業を代わりに実施する非常勤講師を12校すべてに配置することなどを要求している。

上から3番目、障がい者就業支援事業は、特別支援学校高等部卒業生等の一般就労を支援するため、特別支援学校に非常勤嘱託員として期限を定めて実際に雇用し、職業能力の向上等を図っている事業だが、現在の9校から来年度は12校すべてで取り組むこととしている。

続いて、学校部活動へのふるさと人材活用事業以降の事業については、今年度と同様に予算も同規模で実施していく。

5の5ページの最後の未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業については、来年度がいよいよ世界遺産登録10周年にあたる年であるため、5千万円程度増額して記念の展覧会等登録記念イベントを企画しているところである。

○浦野委員 資料5の1ページの中学校クラスサポート事業について、ある学校では中学1年生のクラスが4クラスあった時は、クラスサポートティーチャーが2名配置されていたが、次の年度は3クラスに減ったことから配置がなかった。その年度は、生徒数は少なくなるものの、入学してくる生徒の状況からすると、例年よりもきめ細かい支援が必要になると思われていた。そのような状況にもかかわらずクラスサポートティーチャーの配置がカットされ、先生は大変困っておられた。生徒の人数だけで配置を判断するのではなく、入学してくる生徒の様子を充分把握したうえで配置の検

討ができないか。

○高橋学校企画課長 様々なサポートティーチャーの配置については、もちろん人数だけで判断するのではなく、それぞれの子どもの実態を踏まえて配置するというのが基本的な考え方である。サポートティーチャーのニーズは非常に大きく、例えば先ほど総務課長から説明のあったにこにこサポート事業は、最も逼迫しているため、県全体の財政状況は厳しい状態であるが、あえて増員要求をしたところである。委員のおっしゃった中学校クラスサポート事業、その他のサポート事業もいずれも非常にニーズが高いため、一度始めた学校の配置をやめ、他校に回すということは非常にできにくい状況でもあるが、島根県独自のサポート事業として続けているものであり、できるだけニーズを把握して優先順位を付けた上で今後も実施していきたい。できるだけ学校現場が困らないような形で配置できるよう努める。

○浦野委員 よろしく願いしたい。

○鴨木教育長 県の財政事情もあり、予算を無限に拡大していくことはできないが、非常勤講師の配置事業は、財政事情の問題よりも、むしろ実際に非常勤講師として勤務していただく人材の確保が課題となっている。そのため、県内部の予算折衝というよりは、人材の確保という面で現実的なところを模索せざるを得ない。そのような中で、中1対策、小中学校の特別支援教育等、それぞれに必要性があって予算化しているところであるが、今一番現場のニーズが強い、逼迫しているということから、今回はにこにこサポート事業を重点化して予算の増額を折衝しているところである。

○森委員 資料5の1ページのまなびや環境整備事業についてだが、県内学校でトイレが洋式化されている割合はどれくらいか。また、洋式トイレは和式トイレよりスペースが必要である。洋式化によりトイレの数が少なくなった場合、子どもの数が多い学校では休み時間にトイレが不足することも考えられるが、そのあたりの対応はどのように考えているか。

また、寄宿舎の修繕と記載があるが、修繕が必要な寄宿舎はどれくらいあるか。

○井手教育施設課長 全体の洋式化率は概ね3割である。スペースの問題については、和式の希望もあることから、全てを洋式化するわけではなくバランスを考え実施していくほか、トイレ全体の中でレイアウトを検討し便器を設置するスペースの確保を行う。現在、学校の状況調査を行っているところであり、学校の実態をよく見ながら、学校の要望もよく聞いて進めていきたい。予算としては、まなびや環境整備事業の中でトイレ洋式化の予算を一部確保しているが、スポット的なものである。全体の大規模修繕の予算は総務部へ移管されるため、全体的な計画については総務部と連携して進めていきたい。

寄宿舎については、いずれも非常に老朽化が進んでいるため、各学校から大なり小なり修繕要望がある。数年前から逐次、屋上の防水、外壁塗装などの大規模修繕を実施している学校は3校程度である。今後、年々老朽化は進んでいくので、年1棟は大

規模修繕を実施していきたい。全体的に老朽化は進んでいるが、新築する方向ではないため、今ある寄宿舎を長く使っていくために大規模な改修を施していく方針である。

○広江委員 先ほどの中学校クラスサポート事業もだが、その他の事業でも非常勤講師を配置する事業が多くある。この非常勤講師は、当該事業の対策に直接携わるのか、それとも非常勤講師を配置することによって他の教員の負担を減らし、他の教員がその対策に携わることになるのか、どちらであるか。

○高橋学校企画課長 基本的には、他の教員の負担を軽減するという手法ではなく、非常勤講師はその対策に特化する業務を担う。実際は、支援が必要な子どもの授業にTT（ティーム・ティーチング）で入る場合もあり、不登校気味になっている子どものケアをマンツーマンで対応する場合もあり、ケースバイケースであるが、基本的には単に授業を分担するのではなく、その対策に特化する形でサポートにあたっている。

○広江委員 そのような手法の方が効果があると考え。また、小中学校へ配置する場合は市町村の負担も生じるか。その場合、負担割合はどのくらいか。

○高橋学校企画課長 全額県費負担である。

○鴨木教育長 県費負担教職員の対象のため、任命権者として県が配置をし、給与費も県が負担する。なお、島根県単独の判断で行っている人員配置のため、義務教育費国庫負担金の対象として十分な交付を受けておらず、島根県としては県の一般財源を投入して県費負担教職員の拡大をしていることとなる。全国の中でもこのような対応をしているところは多くないため、非常に注目されている教育施策である。

○藤田委員 資料5の3ページ一番下のスクールカウンセラー配置事業について、この対象は高校か。

○吉崎子ども安全支援室長 現在、特別支援学校のうち6校を除く県立学校と、分校2校を除くすべての中学校に配置済みである。小学校は、205校のうち81校には今年度配置しており、来年度は小学校全校への配置を目指して予算要求及び人材確保に鋭意努力しているところである。

○鴨木教育長 スクールカウンセラーは、県費負担教職員の対象ではないため、もともと義務教育費国庫負担金の対象外である。しかし、文科省も学校現場にスクールカウンセラーを配置することは有意義だと考えており、この事業は国負担3分の1の文部科学省の補助事業を活用している。そのため、県の予算も必要であるが、文部科学省の了承も必要である。なお、この事業も、全小学校に配置できる数の臨床心理士の確保が最大の課題であり、臨床心理士会へあらゆる手段を通じて依頼しているところである。

○藤田委員 すべてにおいて人員確保が一番の課題であると思う。大変だと思うが頑張ってください。

―――原案のとおり了承

第 67 号 平成 29 年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果について  
(学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第 67 号平成 29 年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果についてご報告する。

既に市町村立小・中学校の校長選考試験、教頭選考試験については、8月に1次試験、10月から11月にかけて2次試験を行い、11月下旬にその合否について発表を終え、本人への通知も終えている。今日は、その結果についてご報告する。

資料 6 ページをご覧いただきたい。まず、校長であるが、名簿登載予定 40 名に対し 40 名の登載、教頭は予定 55 名に対し 54 名の登載とした。受験者数に対する登載者数の割合、いわゆる選考の倍率については、資料下の参考の表にあるように、校長が 3.8 倍、教頭が 2.8 倍であった。校長、教頭とも 23 年度が突出して倍率が高くなっているが、この年度は名簿登載者の数が非常に抑えられていたという事情によるものであり、平成 15 年度以降はあまり倍率に変化はない。

教頭の選考倍率が 2 倍台に落ちている。これは、教頭試験は 40 歳から受験可能となっており、ちょうどそのあたりの年齢層の教員が少ないことが影響していると考えられ、予測の範囲内である。昨今、管理職の職務が非常に多岐にわたっているため敬遠される傾向があるというような報道を目にする。報道によると、倍率が 1.2~1.3 倍の県もあるようだが、島根県の場合には多くの教員が管理職を目指して受験している。管理職としてのやりがい等について、きちんと先輩から後輩に伝わるように働きかけ続けなければならないと考える。

なお、県立の管理職選考については現在選考中である。結果について、1月または2月の教育委員会会議でご報告する予定である。

○鴨木教育長 名簿登載者数の欄の括弧書きの数字が登載者の中の女性の数である。特に教頭のところを見ていただくと、近年急速に女性の名簿登載者数が増えてきている。これがまたいずれ校長の名簿登載者となる。小・中学校の管理職への女性登用が進んでいる実態が表れている。

――原案のとおり了承

第 68 号 平成 29 年 3 月県立高校卒業予定者の就職内定状況 (10 月末) について  
(教育指導課)

○竹下地域教育推進室長 報告第 68 号平成 29 年 3 月県立高校卒業予定者の就職内定状況 (10 月末) についてご報告する。

資料7ページの表1をご覧ください。今年の卒業予定者は、4,615名であり、生徒の数は年々減っている状況である。そのうち、就職希望者は1,056名、割合は22.9%である。就職内定者数は876名で83%である。過去5年においては2番目に高い割合となっている。

図2をご覧ください。就職希望者のうち、県内と県外の希望の状況の割合を示したものである。今年、県内就職を希望する生徒は76.9%という状況である。図3をご覧ください。就職希望者のうち、内定した者の県内、県外の割合を示したものである。県内の割合は76.1%である。先ほどの県内の就職希望者、県内就職内定者、ともに前年と比較すると微増しているが、我々としてはより高い数値となるよう取り組んでいきたい。

また、表1の一番右には就職未内定者数を記載している。10月末時点で180名であるが、これから3月末に向けてこの180名が希望する進路に進めるよう、関係機関と連携して取り組んでいく。

○藤田委員 県内就職希望者が増えているということは、とても喜ばしいことである。島根、ふるさとを思う教育を更に進め、高校にも広げていっていただきたい。

○竹下地域教育推進室長 今まで積み上げてきたふるさと教育、キャリア教育の中で、地元企業の協力を得ながら、生徒たちが地元企業について理解を深め、将来の選択を行う環境づくりに取り組んできた。引き続きそのような活動に取り組むとともに、来年度、新たに行う教育魅力化の事業の中でも、地域に根差した教育、人材を育てていきたいと考える。

○鴨木教育長 県内企業の魅力を生徒に知ってもらうためには、まずは高校の教員が県内企業のことをよく知る必要がある。専門高校の教員は、直接企業に出かけたり、あるいは情報に接する機会を増やすよう努力している。最近では、普通科高校の教員も、生徒が進学した後に、県内企業を就職の選択肢にしてもらうため、高校と企業の接点を拡大しようという動きも出てきている。そのような中で、生徒自身の進路選択が地元に向かっていけるような配慮をしているということである。

○森委員 県内へ大きい企業を誘致していただくよう知事さんに頑張っていただきたい。子どもたちが島根に魅力を感じるように、就職先をつくっていただきたい。

○広江委員 図4について、隠岐の内定率が他地区に比べると低い。これは、実際の人数そのものが少ないため、一人就職が決まると割合がかなり上がるだろうと思われるが、その他、島内での就職希望が多いことも要因であるか。

○竹下地域教育推進室長 委員のご指摘のとおり、隠岐の場合は人数の関係から、多少の変動に応じて割合の数値が動きやすいという状況がある。また、水産高校などは県外からの入学が多いため、その年の県外生の割合に応じて、年度によって変動が生じやすい状況がある。年度ごとの生徒の構成を見ながら、その年の状況を判断していく必要があり、変動自体について大きくとらえる必要はあまりないと考える。

○鴨木教育長 企業誘致ももちろん大事であるが、今ある島根県内の企業が一人でも二人でも多く県内の生徒を採用してくださるということも大変大事である。島根県内の市町村の中には、県内の高校生を採用したり、あるいは島根県出身の大学生を採用したり、島根県出身者を採用した企業に対して市町村として助成金を出すというような奨励策をとり、地元就職を促している市町村もある。市町村もいわゆる地方創生、将来の生き残りをかけて様々な施策を実施しているが、その中で就職対策は優先順位が高いといえる。

――原案のとおり了承

### 第 69 号 島根県スポーツ推進審議会委員の任命について（保健体育課）

○佐藤保健体育課長 報告第 69 号島根県スポーツ推進審議会委員の任命についてご報告する。

島根県スポーツ推進審議会は、条例により設置されたもので、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議するものである。資料 8 の 2 ページをご覧ください。委員の任期は 2 年と規定されており、今回就任いただいた委員は、今年 12 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までが任期となる。委員の人数は 14 名で、大方の委員は再任だが、今回伊藤委員と周藤委員の 2 名を新たに任命した。なお、昨日 20 日に初回の委員会を開催し、委員の互選により、会長は岸本委員に、副会長は伊藤委員にそれぞれ決定された。

○浦野委員 松江市在住の委員が 14 名中 9 名と多いが、その理由は何か。

○佐藤保健体育課長 県審議会等の委員の構成については、出身地区、男女比率など一定のルールがあり、そのルールに沿って任命したものであるが、東部、西部の比率については結果としてこのような比率となったものである。

○鴨木教育長 審議会委員を選考する段階において、スポーツに関連する様々な団体から推薦をいただいている。スポーツ推進計画などを議論する際に、審議会の場において、スポーツにかかわる様々な団体の方の意見をいただくことも重要であるため、そのような手続きをとっているところである。各推薦団体は、審議会への出席を考慮して、松江市に居住している方を推薦されるという実態があり、結果的にこのような比率になっているという面もある。委員の職業、役職等をご覧くださいと、団体を代表する立場で就任いただいている方もあれば、個人的な見識に基づいて就任いただいている方もある。そのようなバランスを考慮した上で、今の構成となっている。ただ、男女比率については条例により努力義務が課されているため、できるだけ男女の割合

は偏らないよう配慮している。また、新任の方が2名のみとなっているが、これは現在、審議会において次期スポーツ推進計画の審議中であるためである。いつを目途に審議をお願いしているか。

○佐藤保健体育課長 来年度の上半期を目途に作業を進めているところである。前任期中に、すでに計画策定に着手していたことから、継続して審議いただくよう各委員へ再任を依頼した結果、再任の方が大半を占めたという状況である。

――原案のとおり了承

#### 第70号 平成28年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第70号平成28年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰についてご報告する。

資料9ページをご覧ください。これは、学校と地域が連携・協働し、地域全体で、地域の未来を担う子ども達の成長を支え、地域を創生する活動のうち、その内容が他の模範と認められるものを表彰するものである。昨年度までは、「優れた地域による学校支援活動推進に係る文部科学大臣表彰」という名称だったが、昨年度の中教審の答申などにより、学校は支援されるもの、地域は支援するもの、という関係から、学校・地域が協働してということを打ち出しており、表彰もこのような名称になった。

本県からは、松江市立竹矢小学校区における活動「ちくや子ども広場」が表彰された。先週の8日に東京において表彰式が行われた。

ちくや子ども広場は、放課後子ども教室に位置づけられるもので、毎週、月曜日と木曜日に開催される。特徴的な活動としては、放課後子ども教室である子ども広場のスタッフと放課後児童クラブのスタッフが協力しあって、竹矢の子ども達に安心・安全な居場所を提供している。平成19年にこの広場は開設しているが、放課後子ども教室として、この広場を開設するにあたり、当時、既にあった放課後児童クラブとの協働した活動を前提として、放課後子ども教室と放課後児童クラブの両関係者が歩み寄り「竹矢地区放課後子どもプラン運営委員会」を組織して活動を始めている。具体的な活動は、公民館や地域の方達と連携して田植えや稲刈り体験、資料の写真にあるような取組を行っている。

○鴨木教育長 先ほどの説明で、今年度から表彰の事業名称が変わったということであった。昨年度までは、学校支援のための地域の活動を表彰する趣旨であったものが、今後は学校も地域を何らかの形で支えるのか、地域に元気を与えるのか、双方向の貢

献があるのではないかという趣旨だと思うが、ちくや子ども広場にそのような趣旨が生かされているか。

○福間社会教育課長 昨年度の答申においては、コミュニティスクール学校運営協議会を想定した活動を行おうということで、まず学校側が地域に対して学校の運営方針を提示し、その運営方針を地域が支援していく、運営方針に対して意見を言うというような、そのようなことを文部科学省は推奨しているように感じられる。このちくや子ども広場に関しては、児童クラブと子ども教室の連携が中心となっており、学校との連携はこれから更に進めなくてはならないと感じている。児童クラブは、竹矢小学校の中には当初一つしかなかったが、対象人数が増え、第1児童クラブは空き教室を使用し、第2児童クラブでは敷地内に軽量鉄骨の建物を新築しており、そこで運営を行っている。子ども達が校庭で遊ぶときは、放課後子ども教室のボランティアと児童クラブの指導員が協力して見守る体制ができています。

○森委員 放課後子ども教室の運営と放課後児童クラブの運営は、前は別であったと思う。この竹矢においては、運営はどのようになっているか。

○福間社会教育課長 放課後児童クラブは、厚生労働省が所管している放課後児童健全育成事業であり、児童福祉法第6条の3第2項に規定されているものである。一方、放課後子ども教室は文部科学省の所管する放課後子ども教室推進事業であるため、事業としては別々のものである。竹矢の場合は、現場でそれぞれの担当者が情報交換を行いながら一体的に活動しているが運営は別である。

○鴨木教育長 放課後児童クラブは有償制であり、当然その料金負担が発生する。そのため、それぞれが別々に運営しながら、実態面でできるだけ相互乗り入れ的なことができるような配慮ではないかと考える。

○広江委員 子ども広場は多くあるが、公民館などの学校以外の場所での活動がほとんどである。児童クラブと連携した活動は、非常に画期的なことである。課題も多くあったかと思うが、上手く解決されたのだと思う。

○藤田委員 このような新しい手法があるということを、他の児童クラブや公民館などへ周知してはどうか。周知することで、より一層そのような活動に向けて頑張るところが出てくるのではないかと考える。

○福間社会教育課長 公民館連絡協議会、社会教育実践者の研修会等において事例発表していただくなど、あらゆる機会を通じてPRしていきたい。

○鴨木教育長 この竹矢の事例では公民館が中心的な役割を果たされた。そのため、まず島根県内の約300ある公民館に対してこのような情報を伝えていくことが大事ではないか。さらに、各市町村に派遣している社会教育主事を通じて情報を広げていくこともできるのではないかと考える。上手な手法であるので、拡大していく方向で我々もサポートしたい。

――原案のとおり了承

### 第 71 号 島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）について（社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第 71 号島根県青少年芸術文化表彰（知事表彰）についてご報告する。

資料 10 の 1 ページをご覧ください。これは、本県の芸術文化の発展向上に対する功績が顕著で、今後一層の活躍が期待される青少年及びその指導者を表彰するものである。毎年度 2 回実施されており、今回は 1 回目である。ちなみに、2 回目は年度末の 3 月に予定している。

今回、表彰される方々は、資料 10 の 2 ページをご覧ください。まず、出雲市立第一中学校吹奏楽部である。本年度の第 64 回全日本吹奏楽コンクール中学校の部において金賞であった。吹奏楽部の中学校の部は A、B、小編成等、いろいろな部門があるが、全国の総参加数は 6,726 校であり、全国大会は A の部の上位 30 校で行い、その中で金賞は 8 校であった。出雲第一中学校は、全日本吹奏楽コンクール全国大会出場 44 回、そのうち金賞が 22 回と、出場回数、金賞とも全国最多を誇っている。

続いて、島根県立大田高等学校写真部である。本年 7 月末に開催された、第 23 回全国高等学校写真選手権大会、通称「写真甲子園」において優勝した。この大会は高校生を対象とした写真コンテストにおいて、長い歴史と参加校数等から、島根県青少年芸術文化表彰要綱で指定される全国規模の大会に準じている大会であると判断した。

3 件目は島根県立益田高等学校自然科学部である。自然科学部は、カイコに食品着色料を混ぜた人工の餌を食べさせて、きれいなピンク色の絹糸を生成するという研究に取り組んでおり、第 40 回全国高等学校総合文化祭「2016 ひろしま総文」の自然科学部門、ポスターパネル発表において文部科学大臣賞であった。知事表彰は、本日 13 時 20 分から知事室において執り行われた。ちなみに、益田高校の自然科学部は第 60 回日本学生科学賞の最終審査 15 校に選ばれ、東京で行われる最終審査会のため欠席であった。この賞の最高位賞は内閣総理大臣賞である。

――原案のとおり了承

### 第 72 号 島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰）について（社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第 72 号島根県児童生徒学芸顕彰（教育長顕彰）についてご報告する。

資料 11 の 1 ページをご覧ください。これは、学術・文化活動を通じて本県の児童生徒に豊かな人間性を育むため、優秀な成果をおさめた児童生徒及び指導者を顕彰するものである。毎年度 2 回実施されており、今回は 1 回目である。対象は、実施要項で指定された全国規模の大会及びそれに準ずると認められる大会で、こちらは入賞以上と認められる賞を受賞したものとしているが、先ほどの知事表彰の該当者は除くことにしている。

資料 11 の 2 ページをご覧ください。様々な部門で児童生徒の皆さんが活躍しているが、今回は、児童生徒 11 名と 7 部活動、指導者として教員 1 名の顕彰を行った。顕彰式は、昨日の午後サンラポーむらくもにおいて執り行った。

風邪の時期のため 3 名の生徒が欠席だったが、参加された生徒達全員が、非常に和やかで、笑顔が多い顕彰式となった。当日の様子は教育委員会のホームページで掲載し、また本日の松江マールテレビ 18 時から放送する予定なので、機会があったらご覧ください。

――原案のとおり了承

#### 第 73 号 平成 28 年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 報告第 73 号平成 28 年度地域文化功労者文部科学大臣表彰についてご報告する。

資料 12 ページをご覧ください。今年度は、大田市在住の中井春治氏が受賞された。ウミネコの繁殖地として国の天然記念物に指定されている経島で、永年にわたりウミネコの生態調査の専門調査員として、ウミネコが繁殖するための保護活動等に尽力された。表彰式は 12 月 2 日に文部科学省で行われた。

――原案のとおり了承

#### 第 74 号 国史跡の追加指定及び国登録有形文化財の登録について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 報告第 74 号国史跡の追加指定及び国登録有形文化財の登録に

ついでご報告する。

資料 13 の 1 ページをご覧ください。11 月 18 日に開催された国の文化審議会において、県内の国史跡 1 件の追加指定、国登録有形文化財 2 件の登録が文部科学大臣に答申された。

追加指定の答申があった山代二子塚古墳についてご説明する。山代二子塚古墳は全長が 94 メートルと出雲地方で最大の古墳の一つであり、前方後方墳という珍しい形である。大正 13 年に古墳の高まった部分、本体部分のみが史跡として指定されていたが、近年の調査において、周囲に堀がめぐると、古墳の範囲が広がりを持つことがわかってきた。今回は、想定される古墳の範囲内の中で条件が整った部分、写真の赤で囲った部分について追加指定されることになったものである。

次に 13 の 2 ページをご覧ください。登録文化財についてである。一つは、松江市の北田町にある福田平治・与志記念館、以前、愛隣会館と呼ばれていた建物である。昭和 6 年に、山陰における福祉事業の先駆者とされている福田平治によって建設された。2 階建てで勾配の強い切妻屋根を持つ洋風建築である。内部は、当初、育児院の講堂や礼拝堂として利用されていた。近代の社会福祉事業のあり方を語る貴重な建造物である。

もう 1 件は、益田市染羽町にある醫光寺の中門である。医光寺は、本堂庭園が雪舟作と伝えられる名園で、国の史跡・名勝に指定されている古刹である。今回、登録される中門は、本堂に入る部分の門であり、江戸後期の 18 世紀後半頃の建造と伝わっている。柱と梁の組み物の部分に象や唐獅子の彫刻が施されるなど、装飾性の強いこの時期の特徴をあらわした門であり、近世の境内景観を知る重要な門として評価された。

―――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

(議決事項)

第 22 号 島根県文化財保護審議会に対する諮問について (文化財課)

―――原案のとおり議決

(承認事項)

第5号 市町村立学校教育職員（管理職）の人事異動について（学校企画課）

――原案のとおり承認

第6号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

――原案のとおり承認

第7号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

――原案のとおり承認

(報告事項)

第75号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

――原案のとおり了承

第76号 平成29年度島根県教育職員採用候補者選考試験の結果について  
（学校企画課）

○高橋学校企画課長 報告第76号平成29年度島根県教育職員採用候補者選考試験の結果についてご報告する。

本来、実習助手、理療科教職員の選考結果報告については公開で行うが、合否の発表日が明日のため、今回は非公開での報告としている。

まず、実習助手であるが、10月22、23日の両日、選考試験を行った。既に11月1

6日に合否発表、本人への通知、ホームページ掲載等も行っている。今回募集したのは、実習助手の中でも、一般、工業、水産、障がいのある方を対象とした選考である。障がいのある方を対象とした選考は毎年行っているが、それ以外の一般、工業、水産等については、ローテーションで採用している。職務内容は、資料記載のとおりである。最終的な名簿登載者数は、一般3名、工業1名、水産1名とした。当初、一般の名簿登載者は2名の予定であったが、今後の退職者の人数等を勘案し1名多く名簿登載することとした。それでも、倍率は資料のとおりで狭き門となっている。

続いて、盲学校理療科の教育職員である。理療科とは、あん摩・マッサージ師、はり師、きゅう師の国家試験受験資格を取るために設置している職業教育課程である。今回、理療科の教諭とその実習助手の募集を行った。以前、人材を確保するのが難しいとご説明していたが、大学などへの訪問等も行い、何とか出願をいただいたという状況である。教諭、実習助手ともに1名ずつの名簿登載予定であったが、教諭については優秀な方が2名いたこと、今年再任用をお願いできると見込んでいた理療科教諭から勇退したいという意向があったことから、2名を名簿登載することとした。実習助手は1名しか応募がなかったが、非常に良い人材と判断し、名簿登載することとした。

○藤田委員 人材確保が難しい職種で、非常に良い人材が見つかったということで、とても喜ばしいことである。生徒が国家資格等を取得できるよう、頑張って指導していただきたい。

○高橋学校企画課長 ちなみに理療科3名のうち2名はIターンである。

○鴨木教育長 受験してもらうために、資格保有者がいる大学等へ出向いて勧誘するなど、非常に熱心にリクルート活動を行った結果である。

――原案のとおり了承

#### 第77号 人事評価結果の活用について（学校企画課）

――原案のとおり了承

#### 第78号 いじめ重大事態調査報告書について（教育指導課）

――原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 17時58分